

# 校点『筆記律呂新書説』（附訓読）（三）

山寺三知

## はじめに

本稿は、江戸前期の儒者中村惕斎（一六二九—一七〇二、名は之欽、惕斎は号）が、南宋の儒者、蔡元定（一一三五—一一九八、字は季通、号は西山、元定は名）著『律呂新書』（一一八七年成立）に対して注した『筆記律呂新書説』を翻刻し、標点を施し、さらに訓読を付したものである。底本には、名古屋蓬左文庫蔵、中村習斎（二七一九—一七九九）写『筆記律呂新書説』（請求番号「中―二九五」、目録における名称は「律呂新書説」）を用いた。なお、「校点『筆記律呂新書説』（附訓読）（二）」は『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三十卷（二〇一三年三月）に、「同（二）」は同紀要第三十一卷（二〇一四年三月）に掲載した。併せて参照されたい。

なお、本稿の凡例は「同（一）」に、その補訂を「同（二）」に掲載したが、ここではその後明らかになったことを踏まえ、補足・訂正すべき事項について記すこととする。

## 一、 対校本についての補足

『律呂新書』本文の対校本として『性理大全』（済南…山東友誼書社、一九八九年）を採用したことは、既に「校点『筆記律呂新書説』（附

訓読) (一)の「五、校記について」において述べた。本書は影印本であるが、底本が明示されていないため、書影より明内府刻本であると判断し、その旨を註に記した。その後、本書を収載する孔子文化大全の提要である、孔子文化大全編集部編『孔子文化大全総目提要』(出版年不明、山東友誼出版社)の存在を知り、確認したところ、「明経廠本」と明記されていることが明らかになった。「明経廠本」は、すなわち明内府刻本である。

## 二、翻刻の方針についての補足

『筆記律呂新書』の底本(蓬本)には、傍点が施されている箇所が散見されるが、翻刻にあたっては削除した。

## 三、前稿の正誤

前稿(二)について、これまで数か所の誤りが確認された。ここにお詫びして訂正する。

頁行	誤	正
2	6 「秦山葳」	↓「秦山書葳」
4	3 「秦山葳」	↓「秦山書葳」
16	12 「黄鐘之実」	↓「黄鐘の实」

## 本文

### 修正律呂新書

#### 黄鐘生十一律第三

子：一分。

一爲九寸。

丑：三分二。

一爲三寸。

寅：九分八。

一爲一寸。

卯：二十七分十六。

三爲一寸，一爲三分。

辰：八十一分六十四。

九爲一寸，一爲一分。

巳：二百四十三分一百二十八。

二十七爲一寸，三爲一分，一爲三釐。

午：七百二十九分五百二十二。

八十一爲一寸，九爲一分，一爲一釐。

未：二千一百八十七分二千二十四。

二百四十三爲一寸，二十七爲一分，三爲一釐，一爲三毫。

申：六千五百六十一分四千九十六。

七百二十九爲一寸，八十一爲一分，九爲一釐，一爲一毫。

酉：一萬九千六百八十三分八千一百九十二。

二千一百八十七爲一寸，二百四十三爲一分，二十七爲一釐，三爲一毫，一爲三絲。

戌：五萬九千四十九分三萬二千七百六十八。

六千五百六十一爲一寸，七百二十九爲一分，八十一爲一釐，九爲一毫，一爲一絲。

亥：一十七萬七千一百四十七分六萬五千五百三十六。

一萬九千六百八十三爲一寸，二千一百八十七爲一分，二百四十三爲一釐，二十七爲一毫，三爲一絲，一爲三忽。

按：黃鐘生十一律。子、寅、辰、午、申、戌六陽辰皆下生；丑、卯、巳、未、酉、亥六陰辰皆上生。其上以三歷十二辰者，皆黃鐘之全數；其下陰數以倍者，卽算法倍其實。三分本律而損其一也；陽數以四者，卽算法四其實。三分本律而增其一也。六陽辰當位自得；六陰辰則居其衝。其林鐘、南呂、應鐘三呂在陰，無所增損；其大呂、夾鐘、仲呂三呂在陽，則用倍數，方與十二月之氣相應。蓋陰之從陽，自然之理也。

〔校記〕

〔訓読〕

黃鐘、十一律を生ず第三

子は、一分。

一を九寸と爲す。

丑は、三分の二。

一を三寸と爲す。

寅は、九分の八。

一を一寸と爲す。

卯は、二十七分の十六。

三を一寸と爲し、一を三分と爲す。

辰は、八十一分の六十四。

九を一寸と爲し、一を一分と爲す。

巳は、二百四十三分の二百二十八。

二十七を一寸と為し、三を一分と為し、一を三釐と為す。

午は、七百二十九分の五百一十二。

八十一を一寸と為し、九を一分と為し、一を一釐と為す。

未は、二千一百八十七分の一千二十四。

二百四十三を一寸と為し、二十七を一分と為し、三を一釐と為し、一を三毫と為す。

申は、六千五百六十一分の四千九十六。

七百二十九を一寸と為し、八十一を一分と為し、九を一釐と為し、一を一毫と為す。

酉は、一万九千六百八十三分の八千一百九十二。

二千一百八十七を一寸と為し、二百四十三を一分と為し、二十七を一釐と為し、三を一毫と為し、一を三絲と為す。

戌は、五万九千四十九分の三万二千七百六十八。

六千五百六十一を一寸と為し、七百二十九を一分と為し、八十一を一釐と為し、九を一毫と為し、一を一絲と為す。

亥は、一十七万七千一百四十七分の六万五千五百三十六。

一万九千六百八十三を一寸と為し、二千一百八十七を一分と為し、二百四十三を一釐と為し、二十七を一毫と為し、三を一絲と為し、一を三忽と為す。

按ずるに、黄鐘、十一律を生ず。子・寅・辰・午・申・戌の六陽辰は皆下生す。丑・卯・巳・未・酉・亥の六陰辰は皆上生す。其の上、三を以て十二辰を歴る者は、皆黄鐘の全数。其の下、陰数、倍を以てする者は、へ即ち算法、其の実を倍す。本律を三分して其の一を損すなり。陽数、四を以てする者は、へ即ち算法、其の実を四にす。本律を三分して其の一を増すなり。六陽辰は位に当たりて自得す。六陰辰は則ち其の衝に居れり。其の林鐘・南呂・应鐘三呂の、陰に在るは、増損する所無し。其の大呂・夾鐘・仲呂三呂の、陽に在るは、則ち倍数を用ひて、方に十二月の氣と相応ず。蓋し陰の陽に従ふは、自然の理なり。

黃鐘生十一律第三

歛按：此章紀黃鐘生十一律之分實與裁其管長之約法。「子一分」、「丑三分二」等，是史記生鐘分本文，「一爲九寸」、「二爲三寸」等，是蔡氏裁管之法也。

○「子：一分」者，數起子得一也。其總實十七萬七千四百四十七，以寸法萬九千六百八十三約之得九寸，爲黃鐘之管，故曰「一爲九寸」。然此處法實未分。

○「丑：三分二」者，三，乘法也；二，實數也。下倣此。

不曰「十七萬七千四百四十七分之十一萬八千零九十八丑位分實」，而曰「三分二」者，以實積未成也<sup>(二)</sup>。是算法所謂「約分」者也。

但此既出成筭，三分二。則三分總實，十七萬七千四百四十七。得五萬九千零四十九爲分率，二之則合分實。十一萬八千零九十八。

若不出成筭，則不得不約其分。筭法：以總實十七萬七千四百四十七。爲分母，分實十一萬八千零九十八。爲分子，以分子除分母，餘五萬九千零四十九，却以此餘除分子，十一萬八千零九十八。餘亦五萬九千零四十九，母子相同。就以爲分率，約分母十七萬七千四百四十七。得三，約分子十一萬八千零九十八。得二，是三分之二也。

分法既如此，故裁管亦用約法。

本法：因子「一分」三倍之爲三，故子「一爲九寸」者，【低書ヲサス】亦以三倍法約之，一爲三寸。本實二，共六寸，爲林鐘之管，是三分損一而下生也。

○「寅：九分八」者，約分法：以分子十五萬七千四百六十四寅位分實。除分母，十七萬七千四百四十七。餘萬九千六百八十三，却以此餘除分子，十五萬七千四百六十四。得八無餘。乃以此餘爲分率，約分母十七萬七千四百四十七。得九，約分子得八，是九分之八也。

本法：因丑「三分」三倍之爲九<sup>(三)</sup>，故丑「一爲三寸」者，亦以三倍法約之，一爲一寸。本實八而八寸，爲太簇之管，

是三分益一而上生也。

○「卯：二十七分十六」者，約分法：以分子十萬零四千九百七十六，卯位分實。除分母，十七萬七千四百四十七。餘七萬二千七百七十一，却以此餘除分子，十萬零四千九百七十六。餘三萬二千八百零五，又以此餘除初餘，七萬二千七百七十一。餘六千五百六十一，又以此餘除次餘，三萬二千八百零五。得五無餘。乃以此餘爲分率，約分母十七萬七千四百四十七。得二十七，約分子十萬零四千九百七十六。得十六，是二十七分之十六也。

本法：因寅「九分」三倍之爲二十七，故寅「一爲一寸」者，亦以三倍法約之，三爲一寸。以爲法約本實十六，得五寸而餘一，亦以三倍法衍一爲三分。共五寸三分，爲南呂之管，亦三分損一而下生也。

○「辰：八十一分六十四」者，約分法：以分子十三萬九千九百六十八，辰位分實。除分母，十七萬七千四百四十七。餘三萬七千七百七十九，却以此餘除分子，十三萬九千九百六十八。餘二萬八千四百三十一，又以此餘除初餘，三萬七千七百七十九。餘八千七百四十八，又以此餘除次餘，二萬八千四百三十一。餘二千八百八十七，又以此餘除三餘，八千七百四十八。得四無餘。乃以此餘爲分率，約分母十七萬七千四百四十七。得八十一，約分子十三萬九千九百六十八。得六十四，是八十一分之六十四也。

本法：因卯「二十七分」三倍之爲八十一，故卯「三爲一寸」者，亦以三倍法約之，九爲一寸。以爲法約本實六十四，得七寸而餘一，又以三倍法約卯「一爲三分」者，一爲一分。共七寸一分，爲姑洗之管，亦三分益一而上生也。他律皆可例推。今不盡釋矣。

○欽按：蔡說云<sup>(四)</sup>：「子、寅、辰、午、申、戌六陽辰皆下生；丑、卯、巳、未、酉、亥六陰辰皆上生。」是依本文律呂一下一上之數而言，非其成法也。史記律數之管長，則大呂、夾鐘、仲呂並從倍數，故朱子曰：「太史二說又自爲異。」儀禮經傳通解。蔡氏此註欠分曉。詳見證辨第四章。

黃氏瑞節曰：「本註<sup>(五)</sup>：「其上」云者，十二辰「分」字以上，如「子：一分」、「丑：三分」，是也。「其下」云者，十二辰「分」字以下，如「二」、「八」、「十六」，是也。其上爲黃鐘全數；其下爲損益相生之數。」

欽按：「以三歷十二辰」者，黃鐘總實所由成，故曰「黃鐘全數」。在此章，則求衆管分實之法也。「陰數以倍」者，如六呂丑倍子一爲二，卯倍寅八爲十六；「陽數以四」者<sup>(六)</sup>，如六律寅四丑二爲八，辰四卯十六爲六十四。算法「倍其實」、「四

其實」者，謂先倍四其實而後三分之二，以定損益之數。筭法所謂「異乘同除」者也。律書既用此法。諸說據圖考檢，其義自分

明。  
○竊謂律呂相生之說多端，自漢以來，諸儒爭執不定。然據理勢論之，六律六呂迭相間，始黃鐘終應鐘。下生者三分損一；上生者三分益一。長短清濁，其序秩然。居月建之辰位，應月氣之中候，是其本分定位，確不可易者也。其以三歷十二辰，只是假辰位以積律呂之總實，紀相生之次耳。非有與象數矣。蓋裁管之初，先立十二界限為月辰之位，自黃鐘以下，下生者逾八位；上生者逾六位。其可下生者下生；不可下生者上生。今調律所謂「順八逆六」，是也。每生一管，見長短清濁之



(九)

等差，而比次之。管成而位定，位定而名命。夫黃鐘為律呂之本，而其管九寸為最長，故居第一十一月子位而下生六寸之管，則得第八月未位，是為林鐘；林鐘不可下生而上生八寸之管<sup>(七)</sup>，則得第三正月寅位，是為太簇；太簇下生五寸三分之管，則得第十八月酉位，是為南呂；南呂不可下生而上生七寸一分有奇之管，則得第五三月辰位，是為姑洗；姑洗下生四寸六分有奇之管，則得第十二月亥位，是為應鐘；應鐘下極而上生六寸二分有奇之管<sup>(八)</sup>，則得第七五月午位，是為蕤賓；蕤賓不可下生而上生八寸三分有奇之管，則得第二十二月丑位，是為大呂；大呂下生五寸五分有奇之管，則得第九七月申位，是為夷則；夷則不可下生而上生七寸四分有奇之管，則得第四二月卯位，是為夾鍾；夾鍾下生四寸八分有奇之管，則得第十一九月戌位，是為無射；無射不可下生而上生六寸五分有奇之管，則得第六四月巳位，是為仲呂。凡五下六上而終焉。旋宮之相生亦然，皆是自然天成而不雜一毫人為者也。是以衆管既成列，而後就上熟覽玩

索，則見有許多義象。然皆非成律呂之經由也。此註「六陽辰當位自得」以下，出晉志。是亦律呂既成之一象耳。其實非六呂相換位矣。又非大、夾、仲三管初生半聲而後用倍數矣。但今由此觀之，尙有可說者。大、夾、仲三呂在陽位，則與陽律共下生；蕤、夷、無三律在陰位，則與陰呂共上生。猶寒暑晝夜也。春夏之氣，雖暮夜亦發生；秋冬之氣，雖旦晝亦肅殺。又大、夾、仲倍數而成，故調用半聲；林、南、應無所增損，故不用半聲。

舊說曰：「律左呂右，其行不同，如筮法然。黃鐘至仲呂，子至巳，陽升陰退，故律生呂言下生，呂生律言上生；蕤賓至應鐘，午至亥，陰升陽退，故律生呂言上生，呂生律言下生。」鄭玄之說，得之太玄。

又六律配乾六爻，黃鐘爲初九，太簇爲九二，姑洗爲九三，蕤賓爲九四，夷則爲九五，無射爲上九；六呂配坤六爻，林鐘爲初六，南呂爲六二，應鐘爲六三，大呂爲六四，夾鐘爲六五，仲呂爲上六。律所生常同位，是爲夫婦；呂所生常異位，是爲母子，故曰：「律娶妻而呂生子也。」亦鄭玄說。

又以十二律配卦氣，黃鐘一陽復卦，大呂二陽臨卦，太簇三陽泰卦，夾鐘四陽大壯卦，姑洗五陽夬卦，仲呂六陽乾卦，蕤賓一陰姤卦，林鐘二陰遯卦，夷則三陰否卦，南呂四陰觀卦，無射五陰剝卦，應鐘六陰坤卦。乾爲老陽，故仲呂亢極不生；坤爲老陰，故應鐘極短爲終。已上出律呂精義。如此之類，不可窮矣。然律呂之所由成，唯一說而足焉。可怪古人各執所見而不能歸同也。

〔校記〕

- 〔一〕 以實積未成也 「未」，谷本作「不」。
- 〔二〕 本法因丑三分三倍之爲九 「倍」，原誤作「位」，習齋傍註云：「倍力？」。今據傍註及各本改。
- 〔三〕 共七寸一分 「一」，原誤作「二」，今據各本改。
- 〔四〕 蔡說云 「說」，各本皆作「註」。
- 〔五〕 本註 「本註」，性理大全無此二字。
- 〔六〕 如六呂丑倍子一爲二卯倍寅八爲十六陽數以四者 原脫此句，今據各本補。

〔七〕 林鐘不可下生而上生八寸之管 「林鐘」，原脱，今據各本補。

〔八〕 應鐘下極而上生六寸二分有奇之管 「有」，原誤作「者」，習齋傍註云：「有カ？」。今據傍註及各本改。

〔九〕 圖 蓬本，圖中稍有遺漏之處，今據谷本、湖本、明本、平本、慶本、狩本、順本補。

〔訓詁〕

黃鐘、十一律を生ず第三

欽（中村惕齋）按ずるに、此の章、黃鐘、十一律を生ずるの分実と其の管長を裁するの約法とを紀す。「子は一分」・「丑は三分の二」等は、是れ『史記』（『律書』）の生鐘分の本文、「一を九寸と為す」・「一を三寸と為す」等は、是れ蔡氏（蔡元定）の管を裁するの法なり。

○「子は一分」とは、數、子に起こりて一を得るなり。其の總実十七万七千四百四十七、寸法万九千六百八十三を以て之を約すれば九寸を得て、黃鐘の管と為す、故に曰はく、「一を九寸と為す」と。然れども此の処は法実未だ分かれず。

○「丑は三分の二」とは、三は、乘法なり、二は、実数なり。下、此に倣へ。

「十七万七千四百四十七分の十一万八千零九十八へ丑位の分実。」と曰はずして、「三分の二」と曰ふは、実積未だ成らざるを以てなり。是れ算法に所謂「約分」なる者なり。

但だ此れ既に成算へ三分の二。をを出せば、則ち總実へ十七万七千四百四十七。を三分して、五万九千零四十九を得て分率と為し、之を二にすれば則ち分実へ十一万八千零九十八。に合す。

若し成算を出ださざれば、則ち其の分を約せざるを得ず。算法、總実へ十七万七千四百四十七。を以て分母と為し、分実へ十一万八千零九十八。を分子と為し、分子を以て分母を除すれば、餘り五万九千零四十九、却つて此の餘りを以て分子へ十一万八千零九十八。を除すれば、餘りも亦た五万九千零四十九にして、母子相同じ。就ち以て分率と為し、分母へ十七万七千四百四十七。を約すれば三を得、分子へ十一万八千零九十八。を約すれば二を得、是れ三分の二なり。

分法既に此のごとし、故に管を裁するも亦た約法を用ふ。

本法、子の「一分」に因りて之を三倍すれば三たり、故に子の「一を九寸と為す」者【低書ヲサス】も、亦た三倍の法を以て之を約して、

一を三寸と為す。本実二にして、共に六寸、林鐘の管たり、是れ三分損一して下生するなり。

○「寅は九分の八」とは、約分の法、分子十五万七千四百六十四〈寅位の分実。〉を以て分母へ十七万七千四百四十七。を除すれば、餘り万九千六百八十三、却つて此の餘りを以て分子へ十五万七千四百六十四。を除すれば、八を得て餘り無し。乃ち此の餘りを以て分率と為し、分母へ十七万七千四百四十七。を約すれば九を得、分子を約すれば八を得、是れ九分の八なり。

本法、丑の「三分」に因りて之を三倍すれば九たり、故に丑の「一を三寸と為す」者も、亦た三倍の法を以て之を約して、一を一寸と為す。本実、八にして八寸、太簇の管たり、是れ三分益一して上生するなり。

○「卯は二十七分の十六」とは、約分の法、分子十万零四千九百七十六〈卯位の分実。〉を以て分母へ十七万七千四百四十七。を除すれば、餘り七万二千七百七十一、却つて此の餘りを以て分子へ十万零四千九百七十六。を除すれば、餘り三万二千八百零五、又、此の餘りを以て初餘へ七万二千七百七十一。を除すれば、餘り六千五百六十一、又、此の餘りを以て次餘へ三万二千八百零五。を除すれば、五を得て餘り無し。乃ち此の餘りを以て分率と為し、分母へ十七万七千四百四十七。を約すれば二十七を得、分子へ十万零四千九百七十六。を約すれば十六を得、是れ二十七分の十六なり。

本法、寅の「九分」に因りて之を三倍すれば二十七たり、故に寅の「一を一寸と為す」者も、亦た三倍の法を以て之を約して、三を一寸と為す。以て法と為し本実十六を約すれば、五寸を得て餘り一、亦た三倍の法を以て一をひろひ衍て三分と為す。共に五寸三分にして、南呂の管たり、亦た三分損一して下生するなり。

○「辰は八十一分の六十四」とは、約分の法、分子十三万九千九百六十八〈辰位の分実。〉を以て分母へ十七万七千四百四十七。を除すれば、餘り三万七千七百七十九、却つて此の餘りを以て分子へ十三万九千九百六十八。を除すれば、餘り二万八千四百三十一、又、此の餘りを以て初餘へ三万七千七百七十九。を除すれば、餘り八千七百四十八、又、此の餘りを以て次餘へ二万八千四百三十一。を除すれば、餘り二千八百七十七、又、此の餘りを以て三餘へ八千七百四十八。を除すれば、四を得て餘り無し。乃ち此の餘りを以て分率と為し、分母へ十七万七千四百四十七。を約すれば八十一を得、分子へ十三万九千九百六十八。を約すれば六十四を得、是れ八十一分の六十四なり。

本法、卯の「二十七分」に因りて之を三倍すれば八十一たり、故に卯の「三を一寸と為す」者も、亦た三倍の法を以て之を約して、九を一寸と為す。以て法と為し本実六十四を約すれば、七寸を得て餘り一、又、三倍の法を以て卯の「一を三分と為す」者を約して、一を一分と為す。

す。共に七寸一分にして、姑洗の管たり、亦た三分益一して上生するなり。他律皆例推すべし。今尽くは積せず。

○欽按ずるに、蔡説に云ふ、「子・寅・辰・午・申・戌の六陽辰は皆下生す。丑・卯・巳・未・酉・亥の六陰辰は皆上生す」と。是れ本文律呂下一上の数に依りて言ひ、其の成法に非ざるなり。『史記』の律数の管長は、則ち大呂・夾鐘・仲呂並びに倍数に従ふ、故に朱子曰はく、「太史の二説、又、自ら異なるを為す」と。△『儀礼経伝通解』（卷十三「学礼六之上」「鐘律」）△蔡氏の此の註、分曉を欠く。詳しくは「証辨（律呂証辨）」第四章に見えたり。

黄氏瑞節曰はく、「本註に「其の上」と云ふ者は、十二辰の「分」の字以上、「子は一分」・「丑は三分」のごとき、是れなり。「其の下」と云ふ者は、十二辰の「分」の字以下、「二」・「八」・「十六」のごとき、是れなり。其の上は黄鐘の全数たり、其の下は損益相生の数たり」と。欽按ずるに、「三を以て十二辰を歴」とは、黄鐘の総実の由りて成る所なり、故に「黄鐘の全数」と曰ふ。此の章に在りては、則ち衆管の分実を求むる法なり。「陰数、倍を以てす」とは、六呂は、丑の、子の一を倍して二と為し、卯の、寅の八を倍して十六と為すがごとく、「陽数、四を以てす」とは、六律は、寅の、丑の二を四にして八と為し、辰の、卯の十六を四にして六十四と為すがごとし。算法の「其の実を倍す」・「其の実を四にす」とは、先づ其の実を倍・四して後に之を三分して、以て損益の数を定むるを謂ふ。算法に所謂「異乗同除」なる者なり。△「律書」既に此の法を用ふ。△諸説、図に拠りて考検すれば、其の義自ら分明なり。

○窃かに謂へらく、律呂相生の説多端にして、漢より以来、諸儒争執して定まらず。然れども理勢に拠りて之を論ずれば、六律六呂迭ひに相間て、黄鐘に始まり應鐘に終ふ。下生する者は三分して一を損し、上生する者は三分して一を益す。長短清濁、其の序秩然たり。月建の辰位に居り、月氣の中候に應ずるは、是れ其の本分の定位にして、確として易ふべからざる者なり。其の、三を以て十二辰を歴るは、只だ是れ辰位を仮りて以て律呂の総実を積み、相生の次を紀するのみ。象数に与かること有るに非ざるなり。蓋し管を裁するの初め、先づ十二界限を立て月辰の位と為し、黄鐘より以下、下生する者は八位を逾え、上生する者は六位を逾ゆ。其の下生すべき者は下生し、下生すべからざる者は上生す。今の調律に所謂「順八逆六」、是れなり。一管を生ずる毎に、長短清濁の等差を見て、之を比次す。管成りて位定まり、位定まりて名命す。夫れ黄鐘は律呂の本たり、而して其の管九寸を最も長しと為す、故に第一、十一月、子の位に居りて、下、六寸の管を生ずれば、則ち第八、六月、未の位を得、是を林鐘と為す。林鐘、下生すべからずして、上、八寸の管を生ずれば、則ち第三、正月、寅の位を得、是を太簇と為す。太簇、下、五寸三分の管を生ずれば、則ち第十、八月、酉の位を得、是を南呂と為す。南呂、下生すべからずして、上、七寸一



は、『晋志』(『晋書』「律曆志上」)に出でたり。是も亦た律呂既に成るの一象のみ。其の実は、六呂、位を相換ふるに非ず。又、大・夾・仲の三管、初めに半声を生じ、而る後に倍数を用ふるに非ず。但だ今此に由りて之を觀れば、尚ほ説くべきもの者有り。大・夾・仲の三呂、陽位に在れば、則ち陽律と共に下生し、蕤・夷・無の三律、陰位に在れば、則ち陰呂と共に上生す。猶ほ寒暑昼夜のごときなり。春夏の氣は、暮夜と雖も亦た發生し、秋冬の氣は、且昼と雖も亦た肅殺す。又、大・夾・仲は倍数して成る、故に調に半声を用ふ。林・南・応は増損する所無し、故に半声を用ひず。

旧説(『類經附翼』卷二「律原」「律候陰陽相生」)に曰はく、「律は左、呂は右、其の行、同じからざること、箏法のごとく然り。黃鐘より

分有奇の管を生ずれば、則ち第五、三月、辰の位を得、是を姑洗と為す。姑洗、下、四寸六分有奇の管を生ずれば、則ち第十二、十月、亥の位を得、是を應鐘と為す。應鐘の下、極まりて、上、六寸二分有奇の管を生ずれば、則ち第七、五月、午の位を得、是を蕤賓と為す。蕤賓、下生すべからずして、又、上、八寸三分有奇の管を生ずれば、則ち第二、十二月、丑の位を得、是を大呂と為す。大呂、下、五寸五分有奇の管を生ずれば、則ち第九、七月、申の位を得、是を夷則と為す。夷則、下生すべからずして、上、七寸四分有奇の管を生ずれば、則ち第四、二月、卯の位を得、是を夾鐘と為す。夾鐘、下、四寸八分有奇の管を生ずれば、則ち第十一、九月、戌の位を得、是を無射と為す。無射、下生すべからずして、上、六寸五分有奇の管を生ずれば、則ち第六、四月、巳の位を得、是を仲呂と為す。凡て五下六上して終ふ。旋宮の相生も亦た然り、皆是れ自然に天成して一毫の人為を雜へざる者なり。是を以て衆管既に列を成し、而る後に上に就きて熟覽玩索すれば、則ち許多の義象有るを見る。然れども皆律呂を成すの經由に非ざるなり。此の註の「六陽辰は位に当たりて自得す」以下

仲呂に至り、子より巳に至るまで、陽升起陰退く、故に律、呂を生ずるを下生と言ひ、呂、律を生ずるを上生と言ふ。蕤賓より応鐘に至り、午より亥に至るまで、陰升起陽退く、故に律、呂を生ずるを上生と言ひ、呂、律を生ずるを下生と言ふ」と。〔鄭玄の説、之を『太玄（太玄経）』に得たり（『太玄経』の出所不明。「子より巳に至るまで」から「律を生ずるを下生と言ふ」までは、『太玄経』卷八「玄数第十一」の范望の注に、類似の記述が見える。惕斎は、『類経附翼』卷二「律原」「律候陰陽相生」に「此鄭玄筮法之言，得之太玄也」とあるのに基づくか。〕

又、六律、乾の六爻に配すれば、黄鐘は初九たり、太簇は九二たり、姑洗は九三たり、蕤賓は九四たり、夷則は九五たり、無射は上九たり。六呂、坤の六爻に配すれば、林鐘は初六たり、南呂は六二たり、応鐘は六三たり、大呂は六四たり、夾鐘は六五たり、仲呂は上六たり。律の生ずる所、常に位を同じくす、是れ夫婦たり。呂の生ずる所、常に位を異にす、是れ母子たり。故に曰はく、「律は妻を娶りて呂は子を生むなり」と。〔亦た鄭玄の説（出所不明。『周礼』「春官」「大師」の鄭玄注に類似の記述がある。）なり。〕

又、十二律を以て卦氣に配すれば、黄鐘は一陽にして復の卦、大呂は二陽にして臨の卦、太簇は三陽にして泰の卦、夾鐘は四陽にして大壯の卦、姑洗は五陽にして夬の卦、仲呂は六陽にして乾の卦、蕤賓は一陰にして姤の卦、林鐘は二陰にして遯の卦、夷則は三陰にして否の卦、南呂は四陰にして観の卦、無射は五陰にして剝の卦、応鐘は六陰にして坤の卦なり。乾は老陽たり、故に仲呂は亢極にして生ぜず。坤は老陰たり、故に応鐘は極短にして終を為す。〔已上、『律呂精義』に出でたり（正しくは『律学新説』「論大陰陽小陰陽第十一」）。惕斎は、『類経附翼』卷二「律原」「律候陰陽相生」に引く鄭世子の説を『律呂精義』と誤ったか。〕此くのごとき類、窮むべからず。然れども律呂の由りて成る所、唯だ一説にして足れり。古人の各々見る所を執りて帰同する能はざるを怪しむべきなり。

### 修正律呂新書

#### 十二律之實第四

子：黄鐘，十七萬七千一百四十七。  
全九寸。半無。

丑：林鐘，十一萬八千〇〇九十八。

全六寸。半三寸，不用。

寅：太簇<sup>(二)</sup>，十五萬七千四百六十四。

全八寸。半四寸。

卯：南呂，十□萬四千九百七十六。

全五寸三分。半二寸六分，不用。

辰：姑洗，十三萬九千九百六十八。

全七寸一分。半三寸五分。

巳：應鐘，九萬三千三百一十二。

全四寸六分六釐。半二寸三分三釐，不用。

午：蕤賓，十二萬四千四百一十六。

全六寸二分八釐。半三寸一分四釐。

未：大呂，十六萬五千八百八十八。

全八寸三分七釐六毫。半四寸一分八釐三毫。

申：夷則，十一萬□□五百九十二。

全五寸五分五釐一毫。半二寸七分二釐五毫。

酉：夾鐘，十四萬七千四百五十六。

全七寸四分三釐七毫三絲。半三寸六分六釐三毫六絲。

戌：無射，九萬八千三百□□四。

全四寸八分八釐四毫八絲。半二寸四分四釐二毫四絲。

亥：仲呂，十三萬一千□□七十二。

全六寸五分八釐三毫四絲六忽。餘二筭。半三寸二分八釐六毫二絲三忽<sup>(三)</sup>。

按：十二律之實，約以寸法，則黃鐘、林鐘、太簇得全寸；約以分法，則南呂、姑洗得全分；約以釐法，則應鐘、蕤賓得全釐；約以毫法，則大呂、夷則得全毫；約以絲法，則夾鐘、無射得全絲。至仲呂之實十三萬一千七十二，以三分之，不盡二筭，其數不行。此律之所以止於十二也。

〔校記〕

〔一〕 寅太簇 「簇」，性理大全作「簇」。下並同。

〔三〕 半三寸二分八釐六毫二絲三忽 「三忽」，性理大全作「二忽」。

〔訓読〕

十二律の実第四

子は黄鐘、十七万七千一百四十七。

全は九寸。半は無し。

丑は林鐘、十一万八千〇九十八。

全は六寸。半は三寸、用ひず。

寅は太簇、十五万七千四百六十四。

全は八寸。半は四寸。

卯は南呂、十〇万四千九百七十六。

全は五寸三分。半は二寸六分、用ひず。

辰は姑洗、十三万九千九百六十八。

全は七寸一分。半は三寸五分。

巳は應鐘、九万三千三百一十二。

全は四寸六分六釐。半は二寸三分三釐、用ひず。

午は蕤賓、十二万四千四百一十六。

全は六寸二分八釐。半は三寸一分四釐。

未は大呂、十六万五千八百八十八。

全は八寸三分七釐六毫。半は四寸一分八釐三毫。

申は夷則、十一万〇〇〇五百九十二。

全は五寸五分五釐一毫。半は二寸七分二釐五毫。

酉は夾鐘、十四万七千四百五十六。

全は七寸四分三釐七毫三絲。半は三寸六分六釐三毫六絲。

戌は無射、九万八千三百〇〇四。

全は四寸八分八釐四毫八絲。半は二寸四分四釐二毫四絲。

亥は仲呂、十三万一千〇〇七十二。

全は六寸五分八釐三毫四絲六忽。へ餘り二筭。へ半は三寸二分八釐六毫二絲二忽。

按ずるに、十二律の実、約するに寸法を以てするときは、則ち黄鐘・林鐘・太簇、寸を全くすることを得。約するに分法を以てするときは、則ち南呂・姑洗、分を全くすることを得。約するに釐法を以てするときは、則ち應鐘・蕤賓、釐を全くすることを得。約するに毫法を以てするときは、則ち大呂・夷則、毫を全くすることを得。約するに絲法を以てするときは、則ち夾鐘・無射、絲を全くすることを得。仲呂の実十三万一千七十二に至りて、三を以て之を分かちて、二筭を尽くさず、其の数、行はれず。此れ律の十二に止まる所以なり。

### 筆記律呂新書説

#### 十二律之實第四

欽按：此章、十二律之分實及全律半律之長短、其用不用、列舉明備。

【以下論半無。】但黃鐘半律云「無」者，尙有可疑焉。杜氏《通典》曰：「以子聲比正聲，則正聲爲倍，以正聲比子聲，則子聲爲半。如黃鐘之管，正聲九寸，子聲則四寸半也。」止此。半聲謂之子聲。【按：蔡氏所謂「無」者，無數也，故《證辨》云云。仲氏拘矣。】蔡氏《證辨》曰：「黃鐘半聲當爲四寸五分。而前乃云「無」者，以十七萬七千一百四十七之數不可分，又三分損益上下相生之所不及，故亦無所用也。」止此。然累九之數，雖不可折半，若以十分之寸，則半律正當四寸五分。況中斷其管吹之，豈可不得半聲乎！其「相生之所不及」，蓋謂仲呂再生黃鐘，則其聲稍高，是爲變黃鐘，而用其半聲也。夫黃鐘不爲他律之役，則不須造半律矣。如林、南、應三呂，則雖當用半律，然調曲偶無所用。故三呂之半曰「不用」，而黃鐘之半曰「無」。其義則可，其說則似未可。

○又按：本註「律之所以止於十二」者，特以筭之不盡言耳。若設術推餘數，則更生變律如下章。凡相生之法，如黃鐘九寸連損連益而順生，則纔數轉而清濁皆窮，不復生聲；若一損一益而順生，則十二轉之後，尙可以生清聲。然黃鐘、太簇、姑洗、蕤賓之間，清濁不得其漸，故竊謂上古聖神造律之初，有觀十二相生而清濁可以整齊<sup>(一)</sup>。於是先立十二界限，使其不可逾八位而下生者逾六位而上生<sup>(二)</sup>，則十二律而清濁均序，仲呂再生黃鐘，則少高而不得還元聲。陽數始於黃鐘之九寸，而以次漸短；陰數始於林鐘之六寸，而以次漸短。是「律之所以止於十二」者，可以見其出于天數而不雜人爲矣。

○又按：凡律管三分損益而定其長短，亦是大數耳。況衆管之孔徑最難均一，管長毫忽之辨非人工目力所能及。要之，黃鐘一律既成，則高下清濁之聲遞相協而生焉，故管之長短實定于人之聽察矣。【按：管長之毫忽，則固非目力所及，而其耳定損益之數，則無絲髮之差矣。】

〔校記〕

(一) 有觀十二相生而清濁可以整齊 「觀」，原脫，今據各本改。

(二) 使其不可逾八位而下生者逾六位而上生 「使」，原誤作「便」，今據各本改。

〔訓読〕

十二律の実第四

欽按ずるに、此の章、十二律の分実及び全律半律の長短、其の用不用、列挙して明備す。

【以下、「半」・「無」を論ず。】但だ黄鐘の半律に「無し」と云ふ者は、尚ほ疑ふべき有り。杜氏（杜佑、七三五一八二二）の『通典』（巻一百四十三「樂三」「五声十二律相生法」）に曰はく、「子声を以て正声に比するときは、則ち正声を倍と爲し、正声を以て子声に比するときは、則ち子声を半と爲す。黄鐘の管のごとき、正声は九寸、子声は則ち四寸半なり」と。〔此に止む。〕半声、之を子声と謂ふ。【安（蟹養齋）按ずるに、蔡氏（蔡元定）の所謂「無し」とは、数無きなり、故に「証辨（律呂証辨）」に云云。仲氏（中村惕齋）拘れり。】蔡氏の「証辨」に曰はく、「黄鐘の半声、当に四寸五分たるべし。而るを前に乃ち「無し」と云ふこと、十七万七千一百四十七の数、分くべからず、又、三分損益、上下相生の及ばざる所なるを以ての故に亦た用ふる所無し」と。〔此に止む。〕然れども九を累するの数、折半すべからずと雖も、若し十分の寸を以てすれば、則ち半律は正に四寸五分に当たる。況んや其の管を中断して之を吹かば、豈に半声を得ざるべけんや。其の「相生の及ばざる所」とは、蓋し仲呂再び黄鐘を生ずるときには、則ち其の声稍や高く、是を變黄鐘と爲して、其の半声を用ふるを謂ふなり。夫れ黄鐘、他律の役と爲らざれば、則ち半律を造るを須ひず。林・南・応の三呂のごときは、則ち当に半律を用ふべしと雖も、然れども調曲偶なたま用ふる所無し。故に三呂の半には「用ひず」と曰ひ、而して黄鐘の半には「無し」と曰ふ。其の義は則ち可なり、其の説は則ち未だ可ならざるに似たり。

○又、按ずるに、本註の「律の十二に止まる所以」とは、特だ筭の不尽を以て言ふのみ。若し術を設けて餘数を推せば、則ち更に変律を生ずること下章のごとし。凡そ相生の法は、如し黄鐘九寸、連損連益して順生すれば、則ち纔かに數転して清濁皆窮まり、復た声を生ぜず。若し一損一益して順生すれば、則ち十二転の後、尚ほ以て清声を生ずべし。然れども黄鐘・太簇・姑洗・蕤賓の間、清濁、其の漸を得ず、故に窃かに謂へらく、上古の聖神、律を造るの初め、十二相生して清濁以て整齐すべきを觀る有り。是に於て先づ十二界限を立て、其の八位を逾えて下生すべからざる者をして六位を逾えて上生せしむれば、則ち十二律にして清濁、序を均しくし、仲呂再び黄鐘を生ずれば、則ち少しく高くして元の声に還るを得ず。陽數、黄鐘の九寸に始まりて、次を以て漸く短く、陰數、林鐘の六寸に始まりて、次を以て漸く短し。是れ「律の十二に止まる所以」の者、以て其の、天數より出でて人為を雜へざるを見るべし。

○又、按ずるに、凡そ律管、三分損益して其の長短を定むるに、亦た是れ大数のみ。況んや衆管の孔径、最も均一なり難く、管長の毫忽の辨、人工目力の能く及ぶ所に非ず。之を要するに、黃鐘一律既に成れば、則ち高下清濁の聲、遞ひに相協ひて生ず、故に管の長短は實に人の聴察に定まる。【安按ずるに、管長の毫忽は、則ち固より目力の及ぶ所に非ず、而るに其の耳、損益の数を定むれば、則ち絲髮の差無し。】

修正律呂新書

變律第五

黃鐘、十七萬四千七百六十二。小分四百八十六。

全八寸七分八釐一毫六絲二忽，不用。半四寸三分八釐五毫三絲一忽。

林鐘、十一萬六千五百〇〇八。小分三百二十四。

全五寸八分二釐四毫一絲一忽三初。半二寸八分五釐六毫五絲六初。

太簇<sup>(二)</sup>、十五萬五千三百四十四。小分四百三十二。

全七寸八分二毫四絲四忽七初，不用。半三寸八分四釐五毫六絲六忽八初。

南呂、十〇萬三千五百六十三。小分四十五。

全五寸二分三釐一毫六絲一初六秒。半二寸五分六釐七絲四忽五初三秒。

姑洗，十三萬八千〇〇八十四。小分六十。

全七寸一釐二毫二絲二初二秒<sup>(三)</sup>，不用。半三寸四分五釐一毫一絲一初一秒。

應鐘，九萬二千〇〇五十六。小分四十。

全四寸六分七毫四絲三忽一初四秒。餘筭一<sup>(三)</sup>。半二寸三分三毫六絲六忽六秒彊，不用。

按：十二律各自爲宮，以生五聲二變。其黃鐘、林鐘、太簇、南呂、姑洗、應鐘六律，則能具足。至蕤賓、大呂、夷則、夾鐘、無射、仲呂六律，則取黃鐘、林鐘、太簇、南呂、姑洗、應鐘六律之聲，少下不和，故有變律。變律者，其聲近正，而少高於正律也。然仲呂之實一十三萬一千〇〇七十二，以三分之，不盡二筭，既不可行，當有以通之。律當變者

有六，故置一而六三之，得七百二十九。以七百二十九，因仲呂之實十三萬一千〇七十二，爲九千五百五十五萬一千四百八十八，三分益一，再生黃鐘、林鐘、太簇、南呂、姑洗、應鐘六律。又以七百二十九歸之，以從十二律之數，紀其餘分，以爲忽秒。然後洪纖高下，不相奪倫。至應鐘之實六千七百一十〇萬八千八百六十四，以三分之，又不盡一筭，數又不可行，此變律之所以止於六也。變律非正律，故不爲宮也。

〔校記〕

〔一〕 太簇 「簇」，性理大全作「簇」。下並同。

〔三〕 全七寸一釐一毫二絲二初二秒 「二初」，性理大全作「一初」。

〔三〕 餘筭一 「二」，性理大全無此字。

〔訓誥〕

變律第五

黃鐘は、十七万四千七百六十二。〈小分四百八十六。〉

全は八寸七分八釐一毫六絲二忽、用ひず。半は四寸三分八釐五毫三絲一忽。

林鐘は、十一万六千五百〇〇八。〈小分三百二十四。〉

全は五寸八分二釐四毫一絲一忽三初。半は二寸八分五釐六毫五絲六初。

太簇は、十五万五千三百四十四。〈小分四百三十二。〉

全は七寸八分二毫四絲四忽七初、用ひず。半は三寸八分四釐五毫六絲六忽八初。

南呂は、十〇万三千五百六十三。〈小分四十五。〉

全は五寸二分三釐一毫六絲一初六秒。半は二寸五分六釐七絲四忽五初三秒。

姑洗は、十三万八千〇〇八十四。〈小分六十。〉

全は七寸一釐二毫二絲二初二秒、用ひず。半は三寸四分五釐一毫一絲一初一秒。

應鐘は、九万二千〇〇五十六。へ小分四十。へ

全は四寸六分七毫四絲三忽一初四秒。へ餘筭一。へ半は二寸三分三毫六絲六忽六秒彊、用ひず。

按ずるに、十二律、各自に宮を為して、以て五声二変を生ず。其の黄鐘・林鐘・太簇・南呂・姑洗・應鐘六律は、則ち能く具足す。蕤賓・大呂・夷則・夾鐘・無射・仲呂六律に至つては、則ち黄鐘・林鐘・太簇・南呂・姑洗・應鐘六律の声を取るに、少しき下ヒキくして和せず、故に変律有り。変律は、其の声、正せいに近くして少しき正律よりも高し。然れども仲呂の実一十三万一千〇〇七十二、三を以て之を分ちて、二筭を尽くさず、既に行はるべからず、当に以て之に通ずること有るべし。律、当に変ずべき者六つ有り、故に一を置きて六たび之を三にして、七百二十九を得。七百二十九を以て、仲呂の実十三万一千〇〇七十二に因りて、九千五百五十五万一千四百八十八と為し、三分益一して、再び黄鐘・林鐘・太簇・南呂・姑洗・應鐘六律を生ず。又、七百二十九を以て之を帰して、以て十二律の數に従ひ、其餘分を紀して、以て忽秒と為す。然して後に洪纖・高下、倫を相奪はず。應鐘の実六千七百一十〇万八千八百六十四に至りて、三を以て之を分ちて、又、一筭を尽くさず、數、又、行はるべからず、此れ變律の六に止まる所以なり。變律は正律に非ず、故に宮と為らざるなり。

### 筆記律呂新書說

#### 變律第五

歟按：本註「其黄鐘、林鐘、太簇、南呂、姑洗、應鐘六律、則能具足」、謂此六律爲宮、則皆得取正律爲商、角、徵、羽及二變也。蕤賓、大呂、夷則、夾鐘、無射、仲呂六律爲宮、則其商、角、徵、羽、二變正律有不和者六焉、故造六變律應之。

○「置一而六三之、得七百二十九」、謂將造六變、故先置一而三之六轉、得七百二十九、正律釐數。爲乘除之通法也。

○「三分益一、再生黄鐘、林鐘、太簇、南呂、姑洗、應鐘六律」、蓋仲呂三分益一、上生黄鐘、而林鐘以下、則亦一損一益以生。不言「損一」者、省文。若「益一」二字作「損益」、則與第七章註同例。

○「又以七百二十九歸之、以從十二律之數」、歸、還也、非謂歸法。是謂以通法約增實、還從十二正律十萬以下之數

也。其單數以下餘分不盡者，即本文各律之小分也。

○「紀其餘分，以爲忽秒」者，正律小數至絲而止，變律衍開仲呂不盡之筭，故更立忽、初、秒三小數以紀之也。其法：置小分，以三因之，以通法七百二十九。約之爲忽數；再以九因其餘，以通法約之爲初數；又再以九因其餘，以通法約之爲秒數。猶正律絲、毫、釐法。但此法初學難曉。今宜生六變增實之後，以通法乘正律寸、分、釐法爲增法，又降其寸、分、釐、毫、絲法爲毫、絲、忽、初、秒之法而通約增實，則得簡明不惑矣。六變增實，并小分增法，錄于左。

變黃鐘增實，一萬二千七百四十萬零一千九百八十四。

變林鐘增實，八千四百九十三萬四千六百五十六。

變太簇增實，一萬一千三百二十四萬六千二百零八。

變南呂增實，七千五百四十九萬七千四百七十二。

變姑洗增實，一萬零零六十六萬三千二百九十六。

變應鐘增實，六千七百一十萬零八千八百六十四。

增法

寸法，一千四百三十四萬八千九百零七。

分法，一百五十九萬四千三百二十三。

釐法，一十七萬七千一百四十七。正黃鐘實。

毫法，一萬九千六百八十三。正律寸法。

絲法，二千一百八十七。正律分法。

忽法，二百四十三。正律釐法。

初法，二十七。正律毫法。

秒法，三。正律絲法。

或問：「自黃鐘至仲呂，相生之道，至是窮矣，遂復變而上生黃鐘之宮。再生之黃鐘不及九寸，只是八寸有餘。然黃鐘君

象也，非諸宮之所能役，故虛其正而不復用。所用卽再生之變<sup>(二)</sup>，又缺其半。所謂「缺其半」者，蓋若大呂爲宮，黃鐘爲變宮時，黃鐘管最長，所以只用得其半<sup>(三)</sup>。其餘宮亦倣此<sup>(三)</sup>？<sup>(四)</sup>朱子曰：「然<sup>(四)</sup>。」

○「變律非正律，故不爲宮也。」一說補註云：「變律不候氣者，變律非正律也，所以補正律聲音之不足者也。猶閏月非正月也，所以補正月日數之不足也。天氣先至，故十二月節氣常先半月；地氣後至，故十二月中氣常後半月。律管所以候地下之氣，至中氣始應也。閏月不候者，無中氣也。變律不以之候氣，非中聲，故不爲宮也。」

欽按：「變律所以止於六」者，以六十調之所用爲限，亦非由筭之不盡矣。其所以不爲宮，猶變聲不爲調。特以其補聲律之不及而不居正位故也。閏月之況，庶幾乎！不待多辨而其義既明矣。

〔校記〕

〔一〕 所用卽再生之變 性理大全引朱子語類，「卽」作「只」，其「只」字下有「再生之變者就」六字。

〔三〕 所以只用得其半 「用得」，性理大全引朱子語類作「得用」。

〔三〕 其餘宮亦倣此 「倣」，性理大全引朱子語類作「放」。

〔四〕 朱子曰然 性理大全引朱子語類無此四字。

〔訓読〕

變律第五

欽按するに、本註の「其の黃鐘・林鐘・太簇・南呂・姑洗・應鐘六律は、則ち能く具足す」とは、此の六律、宮と為れば、則ち皆正律を取りて商・角・徵・羽及び二変と為すを得るを謂ふなり。蕤賓・大呂・夷則・夾鐘・無射・仲呂六律、宮と為れば、則ち其の商・角・羽・二変の正律に、和せざる者六つ有り、故に六変の律を造りて之に應ず。

○「一を置きて六たび之を三にして、七百二十九を得」とは、將に六変を造らんとし、故に先づ一を置きて之を三にすること六転して、七百二十九（正律の釐數）を得て、乗除の通法と為すを謂ふなり。

○「三分益一して、再び黄鐘・林鐘・太簇・南呂・姑洗・應鐘六律を生ず」とは、蓋し仲呂三分益一して、上、黄鐘を生じ、而して林鐘以下は、則ち亦た一損一益して以て生ずるなり。「損一」と言はざるは、文を省けり。若し「益一」の二字、「損益」に作れば、則ち第七章の註と例を同じくす。

○「又、七百二十九を以て之を歸して、以て十二律の數に従ふ」とは、歸は、還るなり、歸法を謂ふに非ず。是れ通法を以て増実を約して、還りて十二正律十万以下の數に従ふを謂ふなり。其の單數以下の、餘分盡きざる者は、即ち本文各律の小分なり。

○「其の餘分を紀して、以て忽秒と為す」とは、正律の小數は絲に至りて止むも、變律は仲呂不尽の筭を衍開す、故に更に忽・初・秒の三小數を立てて以て之を紀するなり。其の法、小分を置き、三を以て之に因りて、通法へ七百二十九を以て之を約すれば忽數たり。再び九を以て其の餘りに因りて、通法を以て之を約すれば初數たり。又、再び九を以て其の餘りに因りて、通法を以て之を約すれば秒數たり。猶ほ正律の絲・毫・釐法のごとし。但だ此の法、初學曉り難し。今、宜しく六變の増実を生ずるの後、通法を以て正律の寸・分・釐の法に乗じて増法と為し、又、其の寸・分・釐・毫・絲の法を降し毫・絲・忽・初・秒の法と為して増実を通約すべくんば、則ち簡明にして惑はざるを得。六變の増実、並びに小分の増法、左に録す。

變黄鐘の増実、一万二千七百四十万零一千九百八十四。

變林鐘の増実、八千四百九十三万四千六百五十六。

變太簇の増実、一万一千三百二十四万六千二百零八。

變南呂の増実、七千五百四十九万七千四百七十二。

變姑洗の増実、一万零零六十六万三千二百九十六。

變應鐘の増実、六千七百一十万零八千八百六十四。

増法

寸法、一千四百三十四万八千九百零七。

分法、一百五十九万四千三百二十三。

釐法、一十七万七千一百四十七。へ正黄鐘の実。へ

毫法、一万九千六百八十三。〈正律の寸法。〉

絲法、二千一百八十七。〈正律の分法。〉

忽法、二百四十三。〈正律の釐法。〉

初法、二十七。〈正律の毫法。〉

秒法、三。〈正律の絲法。〉

〔朱子語類〕卷九十二「樂」に或ひと問ふ、「黃鐘より仲呂に至り、相生の道、是に至りて窮まり、遂に復た變じて、上、黃鐘の宮を生ず。再生の黃鐘は九寸に及ばず、只だ是れ八寸有餘のみ。然れども黃鐘は君の象なり、諸宮の能く役する所に非ず、故に其の正を虚にして復た用ひず。用ふる所は即ち再生の變にして、又、其の半を缺く。所謂「其の半を缺く」とは、蓋し若し大呂を宮と爲し、黃鐘を變宮と爲す時は、黃鐘の管最も長し、所以に只だ其の半を用ひ得。其の餘宮も亦た此に倣ふか」と。朱子曰はく、「然り」と〔再生の黃鐘は〕から「八寸有餘のみ」まで、及び「所謂」から「其の半を用ひ得」までは、『朱子語類』では割注。

○「變律は正律に非ず、故に宮と爲らざるなり」と。一説に〔『性理大全』の〕補註に云ふ、「變律の、氣を候はざるは、變律の、正律に非ざればなり、正律の声音の足らざるを補ふ所以の者なればなり。猶ほ閏月の、正月に非ずして、正月の日数の足らざるを補ふ所以のごときなり。天の氣先づ至る、故に十二月の節氣、常に先だつこと半月、地の氣後に至る、故に十二月の中氣、常に後ること半月なり。律管は地下の氣を候ふ所以にして、中氣に至りて始めて應ずるなり。閏月に候はざるは、中氣無ければなり。變律、之を以て氣を候はざるは、中聲に非ざればなり、故に宮と爲らざるなり」と。

欽按ずるに、「變律の六に止まる所以」とは、六十調の用ふる所を以て限と爲し、亦た筭の不尽に由るに非ざるなり。其の、宮と爲らざる所以は、猶ほ變聲の、調と爲らざるがごとし。特だ其の、声律の及ばざるを補ひて正位に居らざるを以ての故なり。閏月の況へ、庶幾からんや。多辨を待たずして其の義既に明らかなり。

修正律呂新書

律生五聲圖第六

宮聲八十一。商聲七十二。角聲六十四。徵聲五十四。羽聲四十八。

按：黃鐘之數，九九八十一，是爲五聲之本。三分損一，以下生徵；徵三分益一，以上生商；商三分損一，以下生羽；羽三分益一，以上生角。至角聲之數六十四，以三分之，不盡一筭，數不可行，此聲之數所以止於五也。或曰：「此黃鐘一均五聲之數，他律不然。」曰：「置本律之實，以九九因之，三分損益，以爲五聲，再以本律之實約之，則宮固八十一，商亦七十二，角亦六十四，徵亦五十四，羽亦四十八矣。」假令應鐘九萬三千三百一十二，以八十一乘之，得七百五十五萬八千二百七十二爲宮，以九萬三千三百一十二約之，得八十一；三分宮損一，得五百〇〇三萬八千八百四十八爲徵，以九萬三千三百一十二約之，得五十四；三分徵益一，得六百七十一萬八千四百六十四爲商，以九萬三千三百一十二約之，得七十二；三分商損一，得四百四十七萬八千九百七十六爲羽，以九萬三千三百一十二約之，得四十八；三分羽益一，得五百九十七萬一千九百六十八爲角，以九萬三千三百一十二約之，得六十四。

〔校記〕

〔訓詁〕

律、五聲を生ずる図第六

宮の聲八十一。商の聲七十二。角の聲六十四。徵の聲五十四。羽の聲四十八。

按ずるに、黃鐘の數、九九八十一、是を五聲の本と爲す。三分損一して、以て下、徵を生ず。徵、三分益一して、以て上、商を生ず。商、三分損一して、以て下、羽を生ず。羽、三分益一して、以て上、角を生ず。角聲の數六十四に至りて、三を以て之を分かちて、一筭を尽くさず、數、行はるべからず、此れ聲の數、五に止まる所以なり。或ひとの曰はく、「此れは黃鐘一均五聲の數、他律は然からず」と。曰はく、「本律の實を置きて、九九を以て之に因りて、三分損益して、以て五聲と爲し、再び本律の實を以て之を約するときは、則ち宮固に八十一、商亦た七十二、角亦た六十四、徵亦た五十四、羽亦た四十八なり」と。假令へば應鐘九萬三千三百一十二、八十一を以て之に乘じて、七百五十五萬八千二百七十二を得て宮と爲し、九萬三千三百一十二を以て之を約して、八十一を得。宮を三分して一を損し、五百

□□三万八千八百四十八を得て徵と爲し、九万三千三百一十二を以て之を約して、五十四を得。徵を三分して一を益し、六百七十一万八千四百六十四を得て商と爲し、九万三千三百一十二を以て之を約して、七十二を得。商を三分して一を損し、四百四十七万八千九百七十六を得て羽と爲し、九万三千三百一十二を以て之を約して、四十八を得。羽を三分して一を益し、五百九十七万一千九百六十八を得て角と爲し、九万三千三百一十二を以て之を約して、六十四を得。

筆記律呂新書説

律生五聲第六

欽按：此下兩章，大抵與前兩章之義同。其正聲之所以限於五，變聲之所以止於二，則亦出於人聲之自然而不繫於筭之不盡矣。

○韓苑洛曰：「聲出於脾，合口而通之(一)，謂之宮；出於肺，開口而吐之，謂之商；出於肝而張齒湧吻，謂之角；出於心而齒合吻開，謂之徵；出於腎而齒開吻聚，謂之羽。」

〔校記〕

〔一〕 合口而通之 「而」，原脫，今據各本補。

〔訓詁〕

律、五声を生ず第六

欽按するに、此の下の兩章は、大抵、前の兩章の義と同じ。其の正声の五に限る所以、変声の二に止まる所以は、則ち亦た人声の自然より出でて筭の不尽に繫からず。

○韓苑洛（韓邦奇、一四七九—一五五六、『苑洛志業』卷一）曰はく、「声の、脾より出で、口を合はせて之を通ぜしむ、之を宮と謂ひ、肺より出で、口を開きて之を吐く、之を商と謂ひ、肝より出でて齒を張り吻より湧く、之を角と謂ひ、心より出でて齒合はせて吻開く、之を徵

と謂ひ、腎より出でて齒開きて吻聚まる、之を羽と謂ふ」と。

修正律呂新書

變聲第七

變宮聲四十二。小分六。變徵聲五十六。小分八。

按：五聲宮與商、商與角、徵與羽，相去各一律，至角與徵、羽與宮，相去乃二律。相去一律，則音節和；相去二律，則音節遠。故角、徵之間，近徵收一聲，比徵少下，故謂之變徵；羽、宮之間，近宮收一聲，少高於宮，故謂之變宮也。角聲之實六十有四，以三分之，不盡一筭，既不可行，當有以通之。聲之變者二，故置一而兩三之得九，以九因角聲之實六十有四，得五百七十六，三分損益，再生變徵、變宮二聲。以九歸之，以從五聲之數，存其餘數，以爲強弱。至變徵之數五百一十二，以三分之，又不盡二筭，其數又不行，此變聲所以止於二也。變宮、變徵，宮不成宮，徵不成徵，古人謂之「和繆」。又曰：「所以濟五聲之不及也。」變聲非正，故不爲調也。

〔校記〕

〔訓詁〕

變聲第七

變宮の聲四十二。へ小分六。へ變徵の聲五十六。へ小分八。へ

按ずるに、五聲、宮と商と、商と角と、徵と羽と、相去ること各一律、角と徵と、羽と宮とに至つては、相去ること乃ち二律。相去ること一律なるときは、則ち音節和す。相去ること二律なるときは、則ち音節遠し。故に角・徵の間、徵に近くして一声を収む。徵に比すれば少しき下し、故に之を變徵と謂ふ。羽・宮の間、宮に近くして一声を収む。少しき宮よりも高し、故に之を變宮と謂ふ。角声の實六十有四、三を以て之を分ちて、一筭を尽くさず、既に行はるべからず、當に以て之に通ずること有るべし。声の變ずる者二つ、故に一を置き

て兩たび之を三にして九を得、九を以て角声の実六十有四に因りて、五百七十六を得、三分損益して、再び變徵・變宮二声を生ず。九を以て之を歸して、以て五声の數に従ひ、其の餘數を存して、以て強弱と為す。變徵の數五百一十二に至りて、三を以て之を分ちて、又、二筭を尽くさず、其の數、又、行はれず、此れ變声の二に止まる所以なり。變宮・變徵、宮は宮を成さず、徵は徵を成さず、古人、之を「和繆」と謂ふ。又、曰はく、「五声の及ばざるを濟ふ所以なり」と。變声は正に非ず、故に調と為らざるなり。

筆記律呂新書說

變聲第七

欽按：變宮、變徵、皆下於正聲一律。此註謂「變徵少下」者、猶之可也。謂「變宮少高於宮」者、非是。若以正半言之、則諸均之變宮、近正宮之半聲。豈但少高哉。所引和繆之說、出杜氏通典。又曰：「所以濟五聲之所不及也。」未審其所出。餘詳證辨。

○或問：「既有宮、商、角、徵、羽、又有變宮、變徵、何也？」朱子曰：「二者是樂之和、去聲。相連接處。」

○陳仁錫曰：「律有雌雄、問列十二辰<sup>(一)</sup>、均陰陽也、周氣候也。作樂之道、得陰陽、備雌雄、聲乃可和。宮、商、角、徵、羽聲止五而辰有十二、以聲協辰、必均以周。如黃鐘爲宮、則太簇爲商、姑洗爲角、皆隔一律、徵在七辰、律當蕤賓、羽在九辰、律當夷則。是律生律、有雌無雄、【戚按：「有雌無雄」四字恐當作「有雄無雌」。】陽氣孤矣。且接黃鐘、尙有三律、聲氣不屬。故設變徵於午、退正徵於未、羽於酉、變宮於亥、則徵得林鐘、羽得南呂、二雌鳴、陰陽乃備、氣候乃周。推之旋宮、莫不皆然。」世法錄

〔校記〕

(一) 問列十二辰 「問」，原誤作「問」，據各本及世法錄改。

〔訓読〕

変声第七

欽按ずるに、変宮・変徵、皆正声より下きこと一律。此の註に「変徵少しき下し」と謂ふ者は、猶ほ之れ可なり。「変宮少しき宮より高し」と謂ふ者は、是に非ず。若し正・半を以て之を言へば、則ち諸均の変宮は、正宮の半声に近し。豈に但だ少しき高きのみならんや。引く所の和繆の説、杜氏（杜佑）の『通典』に出でたり（『通典』には「和繆」の語は見えない。『通典』卷一百四十三「樂三」「五声十二律旋相為宮」の「五聲爲正，二聲爲變。變者，和也」を指すか。「和繆」は『淮南子』『天文訓』に見える。）。又、曰はく、「五声の及ばざる所を濟ふ所以なり」と。未だ其の出づる所を審らかにせず。餘は「証辨（律呂証辨）」に詳らかなり。

○〔朱子語類〕卷九十二「樂」に、或ひと問ふ、「既に宮・商・角・徵・羽有り、又、變宮・變徵有るは、何ぞや」と。朱子曰はく、「二者は是れ樂の和、へ去声。相連接する処なり」と。

○陳仁錫（一五八一—一六三六）曰はく、「律に雌雄有り、十二辰を間列するは、陰陽を均しくするなり、氣候を周くするなり。樂を作るの道、陰陽を得、雌雄を備へて、声乃ち和すべし。宮・商・角・徵・羽の声は五に止まるも辰に十二有り、声を以て辰に協とつふれば、必ず均しくして以て周し。如し黄鐘、宮と為れば、則ち太簇は商と為り、姑洗は角と為り、皆一律を隔て、徵、七辰に在り、律は蕤賓に当たり、羽、九辰に在り、律は夷則に当たる。是れ律、律を生じて、雌有り雄無く、【成（斎藤元成）按ずるに、「有雌無雄」の四字は、恐らくは当に「有雌無雌」に作るべけん。（但し、『世法録』も「有雌無雄」とする。）】陽氣、孤なり。且つ黄鐘に接するに、尚ほ三律有りて、声氣、属せず。故に變徵を午に設けて、正徵を未に、羽を酉に、變宮を亥に退ければ、則ち徵、林鐘を得、羽、南呂を得て、二雌鳴き、陰陽乃ち備はり、氣候乃ち周し。之を旋宮に推すに、皆然らざるは莫し」と。〔世法録〕（卷二十二「樂律」「国朝樂制」）

（待続）

謝辞

貴重書の閲覧・撮影・複写等に関して便宜を図って下さった、各機関、並びに貴重書の閲覧・翻刻掲載を許可して下さい下さった名古屋市蓬左文庫に対して厚く御礼申し上げます。